

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年2月9日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

平成30年度、平成31年度に係る保険料率を改定するとともに、賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減の拡充等を行うため、提案する。



京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「9.61」を「9.39」に改める。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「48,220円」を「47,890円」に改める。

第10条中「570,000円」を「620,000円」に改める。

第12条第1号イ中「法第93条、第96条及び第98条」を「法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条」に改める。

第14条第1項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第21条中「当該関係市町村に住所を有する被保険者」を「当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」に改める。

第22条第1項中「法第55条」を「法第55条又は法第55条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。